

千葉県報

定例
令和4年10月28日

第13782号

千葉県報 令和4年10月28日(金曜日)

<p>目次</p> <p>教育委員会規則 学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則 公安委員会規則 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則 告示 昭和三十五年千葉県告示第五百四十七号の一部を改正する告示 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 議会訓令 千葉県議会公文書規程の一部を改正する訓令 公告 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件) 地域森林計画の縦覧 教育委員会公告 令和四年度教育功労者名及び功績 特定調達公告 落札者等の公告</p>	<p>この規則は、令和四年十一月一日から施行する。</p> <p>公安委員会規則</p> <p>千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年10月28日 千葉県公安委員会委員長 秋口守國</p> <p>千葉県公安委員会規則第8号 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 千葉県道路交通法施行細則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。 第9条の2の見出しを「(選任の届出)」に改め、同条第1項第1号中「又は第9条の5第2項」を「、第9条の5第2項」に、「若しくは安全運転管理者等資格認定書を」を「又は施行規則第9条の9に規定する資格認定を受けたことを証する書面」に、「運転管理経歴証明書又は」を「運転管理経歴証明書、」に、「若しくは第9条の5第2項に規定する安全運転管理者等資格認定書」を「又は施行規則第9条の9に規定する資格認定を受けたことを証する書面」に改め、同条第2項を削る。 第9条の3中「前条第1項」を「前条」に、「同条第1項」を「同条」に改める。 第9条の5第2項中「又は資格認定を受けた者」及び「又は安全運転管理者等資格認定書(別記第5号様式の9)」を削る。 第9条の6第2項中「第1項」を「前項」に改める。 別記第5号様式及び第5号様式の2中「第9条の2第1項」を「第9条の2」に改める。 別記第5号様式の2の2及び第5号様式の3中「第9条の2第1項第1号」を「第9条の2第1号」に改める。 別記第5号様式の4を次のように改める。 第5号様式の4 削除 別記第5号様式の4の2を削る。 別記第5号様式の9を次のように改める。 第5号様式の9 削除 附則 この規則は、令和4年11月1日から施行する。 千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年10月28日 千葉県公安委員会委員長 秋口守國</p>
<p>教育委員会規則</p> <p>学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和四年十月二十八日 千葉県教育委員会教育長 富塚昌子</p> <p>千葉県教育委員会規則第十八号 学校運営協議会の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則 学校運営協議会の設置及び運営に関する規則(平成二十四年千葉県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。 別表中第二十一号を第二十二号とし、第五号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。 五 千葉県立流山北高等学校</p>	<p>千葉県公安委員会規則第9号</p>
<p>附則</p>	